

(4) 歳出

決算額は、4,665億8,838万円であり、前年度4,969億472万円に比べ303億1,634万円減少（伸び率△6.1%）しています。

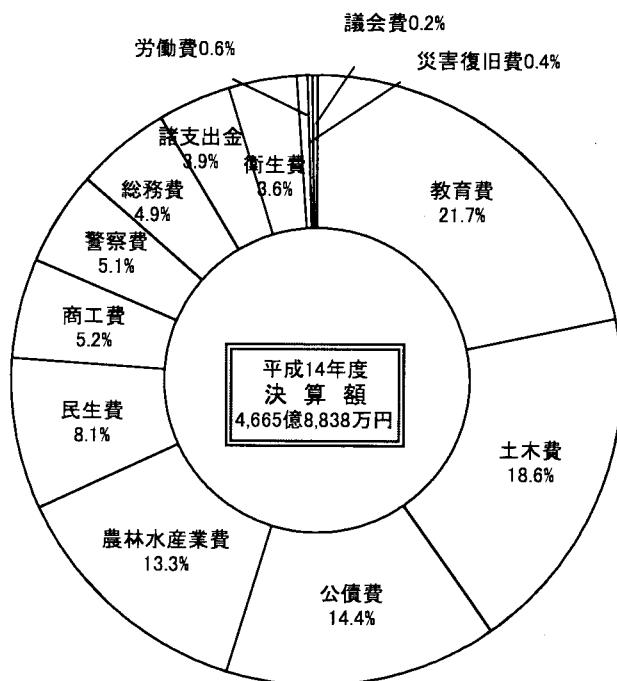
以下、この決算額を経費の支出目的によって区分した目的別と、経費の性質によって区分した性質別に分けて、その内容を説明します。

① 目的別

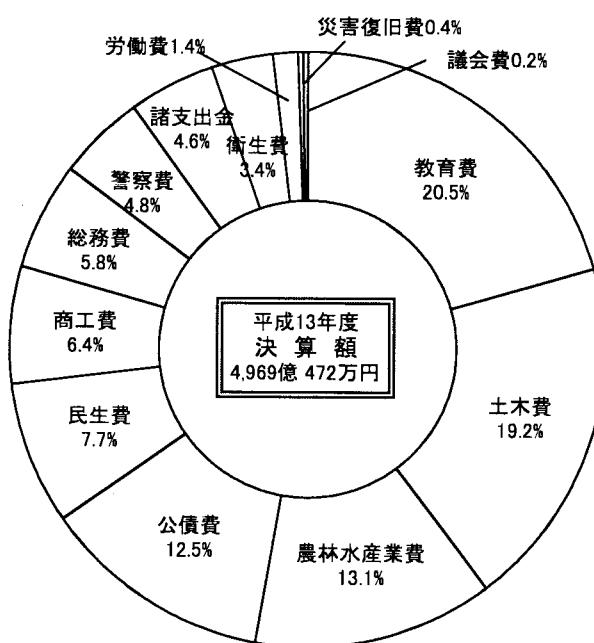
目的別に見た決算額の内訳は、付表1及び付表3のとおりであり、決算額の大きいものは、教育費1,011億3,191万円（構成比21.7%）、土木費869億4,527万円（構成比18.6%）、公債費 673億2,323万円（構成比14.4%）、農林水産業費 621億5,411万円（構成比13.3%）となっています。

第 7 図

歳出（目的別）一般会計構成比



(参考)



<1> 民 生 費

この経費は、県民の一定水準の生活を確保し、安定した文化的な社会生活を保障するため、生活困窮者などに対する扶助、自立更生のために必要な援助、社会福祉施設の設置・運営、地域福祉活動の推進、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉対策などに要する経費で、決算額は、376億4,637万円（構成比8.1%）であり、前年度に比べ5億6,224万円減少（伸び率△1.5%）しています。

減少した主な理由は、障害児・者福祉対策の施設整備に関する補助金及び離職者支援資金に対する貸付原資補助金が終了したことです。

民生費の項目別の内訳は、第12表のとおりです。

第12表 民 生 費 の 内 訳

(単位：千円・%)

項 目	決 算 額		比 較	
	14年度 A	13年度 B	A-B	A/B
社会福祉費	21,546,597	22,308,455	△761,858	96.6
児童福祉費	12,022,024	12,216,162	△194,138	98.4
生活保護費	4,068,193	3,678,401	389,792	110.6
災害救助費	9,551	5,588	3,963	170.9
計	37,646,365	38,208,606	△562,241	98.5

[高齢者福祉対策]

本県の平成14年における高齢化率は21.4%となっており、県民の5人に1人が65歳以上の高齢者です。

このような状況を踏まえ、平成12年3月に策定した「さがゴールドプラン21（佐賀県新高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画）」に基づき、明るく活力のある豊かな長寿社会を目指して、

- ①高齢者が元気に活躍する社会づくり
- ②高齢者の自立支援

③支え合う地域社会の形成

を基本的な目標に掲げて、その実現に向けて次のような事業に積極的に取り組みました。

○高齢者の積極的な社会参加の推進

高齢者が健康で生きがいを持って、様々な分野で社会参加できるよう、高齢者大学、さがねんりんピック、はつらつプラン支援事業などに積極的に取り組むとともに、老人クラブ等への支援を行いました。

○介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑に実施するため、介護支援専門員及び彼らを支援するケア・マネジメントリーダーの養成、介護支援専門員・ヘルパー等の資質の向上、介護サービス事業者の指定・指導を実施したほか利用者からの相談を受け付ける介護相談員の設置や、施設や事業者がサービス内容を自己評価し、公表することにより利用者が事業者を選べるようにするなどの取組みを行いました。

○介護サービス基盤の計画的整備の推進

「さがゴールドプラン21」に基づき、要介護高齢者等の需要に応じたサービスを提供するため、介護サービス基盤の計画的な整備（特別養護老人ホーム新設4か所、介護老人保健施設新設1か所、生活支援ハウス新設1か所、痴呆性高齢者グループホーム新設3か所）を行うとともに、サービスの質の向上を図るため、施設の老朽化の程度や緊急性に応じた改築等の整備（特別養護老人ホーム改築等3か所）を行いました。

○介護予防・生活支援の推進

高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないよう、また、できるだけ長く自立した生活が送れるよう、配食サービスや生きがい対応型デイサービスなどの「介護予防・生活支援事業」を推進し、実施主体である市町村を積極的に支援しました。

また、地域における高齢者福祉の拠点となる在宅介護支援センターなどの運営を支援しました。

〔障害児・者福祉対策〕

障害児・者の在宅福祉対策としては、障害者の援護とその更生を図るため、重度障害者に対する医療助成（対象者数15,927人）を行うとともに、在宅の障害児を養育している保護者に特別児童扶養手当（支給延べ人員13,259人）を、在宅の重度障害者に特別障害者手当等（支給延べ人員5,832人）をそれぞれ支給しました。

また、障害者の権利擁護、日常生活上の悩み等の相談に応じるため障害者110番を設置するとともに、複合的な需要を有する在宅障害者の生活を支援するため、障害者ケアマネジメント体制整備推進事業を実施しました。

また、町村が行う身体障害者施設への入所措置（措置延べ人員3,125人）に要する経費の一部負担などを行いました。さらに、雇用機会の少ない在宅の身体障害者の就労の場を確保するため、小規模通所授産施設（2か所）や小規模作業所（7か所）に対し、運営費の助成を行いました。

知的障害者等の施設福祉対策として、法人が行う施設整備（スプリンクラ一設備整備…2施設、新設…4施設）に対して助成を行いました。

また、自閉症者等の相談支援拠点を整備するため、法人が行う総合的な支援施設「自閉症・発達障害支援センター」の新設に対し助成を行いました。

また、知的障害者施設への入所措置（措置延べ人員9,946人）、障害児施設への入所措置（措置延べ人員7,021人）及び重症心身障害児通園事業（3か所）に対して費用負担を行いました。

併せて、知的障害者の就労や活動の場を確保し、自立と社会参加を促進するため、小規模通所授産施設（2か所）や小規模作業所（10か所）の運営費の助成、知的障害者地域生活援助事業、知的障害者生活支援事業及び職業能力開発促進事業を行いました。

〔ひとり親家庭福祉対策〕

ひとり親家庭福祉対策としては、母子家庭・寡婦の経済的自立と生活の安

定を図るため、母子・寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等の支給並びに、技能講習事業等を実施するとともに、母子家庭・寡婦・父子家庭の福祉の向上を図るため、母子家庭等医療費助成（助成延べ件数112,044人）、介護人派遣事業、無料法律相談事業を行いました。

〔少子社会対策・児童福祉対策〕

少子化の進行に対応するため、平成10年2月に策定した佐賀県子育て支援計画（さがエンゼルプラン）に基づき、子育て支援施策を積極的に推進しました。

児童福祉の分野では、子育てと仕事の両立を支援するため、市町村が行う保育事業に要する経費の一部負担（入所延べ人員228,637人）を行うとともに、保育時間の延長や低年齢児等の保育の充実を行う保育所に対し助成を行いました。また、市町村が保育所において行う一時保育事業、地域子育て支援センター事業へ助成し、子育て家庭への支援体制の充実を図りました。

さらに、児童の健全育成を図るため、市町村が設置した放課後児童クラブ等に助成を行ったほか、要保護児童の措置（措置延べ人員3,285人）を行いました。

施設整備については、児童の処遇向上のための保育所の新設・改築等（9か所）に対し助成を行いました。

また、児童の健全育成のための児童館（大型児童センター）の新設（1か所）及び子育て支援拠点施設（放課後児童クラブ専用室）の新設（3か所）に対し助成を行いました。

〔母子保健医療対策〕

母子保健対策としては、安心して子どもを生み育てるための支援として24時間通話可能な安心子育てベビーダイヤル、安心子育て応急ダイヤルのテレホンサービスを実施しました。また、県内外から約1,500人の参加を得て母子保健家族計画全国大会を開催しました。

また、市町村における母子保健事業の充実を図るとともに乳幼児の疾病や障害の早期発見・早期治療の推進に努めました。特に、聴覚障害児の早期発

見と療育体制の整備をめざして、新生児聴覚検査モデル事業を開始しました。さらに、未熟児の搬送用保育器をドクターカーに配備し、周産期医療体制の整備の充実を図りました。

さらに、不妊対策として「不妊専門相談センター」（1か所）において、不妊に悩む夫婦等に対する相談体制を整備しました。

〔その他〕

少子・高齢化の進展や家庭機能の変化、ノーマライゼーション理念の浸透等により、多様化、複雑化、高度化していく県民の福祉需要に的確に対応していくため、地域福祉活動の実践主体である社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の機能強化に努めました。また、福祉人材の確保と資質の向上を図るため、福祉人材センター運営事業等に取り組みました。さらには、ボランティア活動の普及啓発やボランティアセンターの支援機能の強化を図るなど「参加型福祉社会づくり」を積極的に推進しました。

また、平成10年3月に制定した佐賀県福祉のまちづくり条例に基づき、障害者や高齢者等を含むすべての人々が自らの意思で自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを可能にする障壁のない地域社会の実現に努めました。

低所得者対策として、生活扶助費等の支給（県措置分延べ15,300世帯）を行いました。

〈2〉衛生費

この経費は、県民が健康で明るい生活を営むための事業の実施に要した経費で、決算額は、167億1,105万円（構成比3.6%）であり、前年度に比べ3億8,028万円減少（伸び率△2.2%）しています。

減少した主な理由は、保健所施設設備整備費の減です。

衛生費の項目別の内訳は、第13表のとおりです。

第13表

衛生費の内訳

（単位：千円・%）

項目	決算額		比較	
	14年度 A	13年度 B	A-B	A/B
公衆衛生費	8,500,396	8,379,990	120,406	101.4
環境衛生費	2,388,461	2,548,578	△160,117	93.7
保健所費	2,225,457	2,405,407	△179,950	92.5
医薬費	3,596,735	3,757,357	△160,622	95.7
計	16,711,049	17,091,332	△380,283	97.8

〔環境保全対策〕

公害を未然に防止し、住みよい環境を保全するため、県内環境の監視、公害発生源の規制及び指導並びに各種調査を行いました。その中で、平成14年度は、環境への負荷の少ない社会の構築に向けた環境基本計画の各施策の展開や、県内の希少な動植物を掲載したレッドデータブックの情報を活用し、事前に県の公共工事等における希少動植物への適切な配慮を行い、その保護対策に努めました。

さらに、「佐賀県環境にやさしい県民運動推進会議」による普及啓発や実践活動の支援を行うとともに、県民・事業者・行政など全ての主体による自主的かつ積極的な環境配慮の取組みを促すため、率先行動として、県自らの事務事業に係る環境マネジメントシステムを構築し、環境管理の国際規格

「ISO14001」の認証を取得しました。

また、一般国道444号佐賀福富道路及び那珂川水系五ヶ山ダムの整備事業について、事業実施に当たっての環境への影響ができる限り少なくなるよう、環境影響評価審査会等を開催し、環境保全上の見地から意見を述べるなど、環境影響評価法及び佐賀県環境影響評価条例の適切な運用に努めました。

大気汚染防止対策としては、大気環境の常時監視、工場及び事業場に対する規制及び指導の徹底等に努めるとともに、オゾン層保護対策事業など地球環境保全にも取り組みました。

水質汚濁防止対策としては、総合的な水質保全を図るため、引き続き工場及び事業場に対する規制、指導並びに公共用水域及び地下水の監視を実施するとともに、水辺環境保全のための生活排水対策や各種浄化活動の推進に努めました。この中で、合併処理浄化槽の設置を促進するため、「浄化槽の日」(10月1日)前後にラジオスポットによる啓発、新設浄化槽設置者に対する講習会を行うとともに、合併処理浄化槽設置事業を実施した46市町村(1,554基)に対し、助成を行い、河川等の浄化に努めました。

地盤沈下防止対策としては、揚水規制、水準測量及び観測井調査により、地盤沈下の防止・監視に努めました。

ダイオキシン等化学物質の汚染対策としては、大気環境の調査をはじめ、水質環境、土壤環境及び地下水の調査を行いました。また、環境ホルモンについては、科学的に解明されていない点が多いものの、世代を越えて人類を含めた生物に影響を及ぼすおそれがあることから、県内主要河川において水質環境調査を実施し、河川等水環境の把握に努めました。また、化学物質排出把握管理促進法の制定を受け、県内事業所等における化学物質の取扱状況の実態把握に努めました。

また、玄海原子力発電所周辺地域住民の安全確保と環境保全を図るため、九州電力との間で締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定」の適正な運用を図るとともに、発電所周辺地域の環境放射能監視に努めました。

[保健医療の確保対策]

県民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するため、健康アクション佐

賀21県民会議を開催し、関係機関・団体の連携強化を図るとともにマスメディアやポスターによる普及啓発、「私の健康宣言」の募集を行うなど、県民の健康づくりへの取組を推進しました。

がん対策としては、がんによる死亡率が全国の高位にあるため、がんの予防から検診、調査研究等総合的ながん対策を推進しました。

老人保健対策としては、市町村が行う健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等に対する支援と、寝たきり予防・地域リハビリテーション対策等を推進しました。

歯科保健対策としては、正しい知識の普及と生涯を通じた歯・口の健康づくりを目指す「佐賀県歯科保健計画（ヘルシースマイル佐賀21）」を推進し、8020（80歳で20本自分の歯を保つ）運動の普及に努めました。また、フッ素塗布、フッ素洗口によるむし歯予防事業を実施する市町村への財政的、技術的支援及び障害・難病者、要介護者等への歯科保健事業を実施しました。

精神保健福祉対策としては、普及啓発、心の健康や社会復帰に関する相談、訪問指導、家族会の育成事業、グループホーム及び社会復帰施設に対する運営費の助成等による県民の心の健康づくりの推進及び精神障害者の社会復帰の推進を図りました。

感染症対策としては、腸管出血性大腸菌感染等の患者発生における迅速・適切な防疫措置を実行するとともに感染症情報センターを設置し、迅速で精度の高い流行予測や病原体情報等の提供を始めました。

また、性感染症対策では、マスメディアによる広報啓発、主に若年層を対象とした講演会開催により、感染の未然防止を図るとともに、地域中核医療機関への院内研究委託や医療従事者に対する研修会開催により、患者発生時の体制整備を図りました。

結核対策としては、事業所への啓発等の実施により、適切な診断・治療の推進に努めました。

難病対策としては、医療相談、訪問相談、患者家族会の育成等の事業を実施するとともに在宅療養上の適切な支援を行うために難病ネットワークを立ち上げました。また、特定疾患治療研究事業により、適切な医療の確保に努めました。

〔辺地・離島医療対策〕

辺地及び離島の医療を確保するため、医師及び看護師の派遣による巡回診療並びにへき地診療所の運営費及び設備整備費に対する助成並びに保健師の現地派遣指導等を実施したほか、へき地等に勤務する医師の養成のため、自治医科大学運営費の一部を負担しました。

〔救急医療対策〕

救急医療体制の整備・充実のため、市町村が行う軽症患者に対する在宅当番医制運営費及び重症患者に対する病院群輪番制病院運営費に助成を行うとともに、これまで充分ではなかった夜間の外来の救急患者に対し、救急告示医療機関において責任をもって対応する夜間救急外来診療体制の運営費を助成しました。

また、救急医療体制の円滑な運営のため、医療・搬送機関において救急医療機関情報などを共有する救急医療情報システムの運営について、佐賀県救急医療財団に委託しました。

さらに、救急・災害時医療関係機関が一体となって、体制の整備・充実を図るため、新たに佐賀県救急医療協議会を設置し、運営しました。

〔看護職員対策〕

看護職員の充足を図るため、ナースセンター事業として、未就業看護職員の就業の促進及び「看護の心」の普及啓発に努めるとともに、看護師等養成所の運営費及び病院内保育所の運営費に助成を行いました。

また、県内就業を促進するため、看護学生等に修学資金の貸与を行う一方、佐賀県看護教員養成講習会を開催し看護教育の充実を図るとともに看護職員の資質向上のため看護職員の研修会等を行いました。

〔生活衛生対策〕

食品衛生対策としては、特に農薬及び添加物検査を強化するとともに腸管出血性大腸菌等による食中毒の予防のため、食品営業施設、集団給食施設の監視指導及び食品等の試験検査の実施並びに県民に対する啓発等に重点的に

取り組むとともに、安心で安全な食肉を提供するため、牛海綿状脳症（BSE）の全頭検査を実施しました。

水道については、水道事業者に対して水道施設の整備及び維持管理が適正かつ合理的に行われるよう指導しました。

環境衛生対策としては、生活衛生関係営業施設の監視指導及び生活衛生関係営業の指導助成を行うとともに、一般環境衛生、特定建築物の衛生管理及び墓地経営等に関する指導等を行いました。

さらに、動物管理事業としては、狂犬病予防法に基づき犬の捕獲抑留等を行うとともに、動物の愛護と適正な飼養についての关心と理解を深めるため、動物愛護週間行事を行いました。

〔廃棄物対策〕

環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の推進を図るため、各種施策を実施しました。

一般廃棄物については、県民、事業者に対するごみ減量化、リサイクルの意識の啓発を図るため、「ごみ減量化シンポジウム」、「ごみ減量化事業所推進員研修会」を開催したほか、「ごみダイエット実践推進事業（ごみを減らすアイデア募集）」等を実施しました。

産業廃棄物については、リサイクルの推進とリサイクル産業の育成を図るため、平成14年1月に創設した「佐賀県廃棄物リサイクル製品認定制度」で、県内の事業所が県内で排出される廃棄物を利用して製造加工したリサイクル製品について、認定委員会で安全性等を確認したうえで11製品を認定しました。

また、警察官退職者による廃棄物機動監視員の配置、事業所への立入検査やパトロールを実施するなど、産業廃棄物の適正処理の推進を図りました。

〔自然環境保全対策〕

平成14年10月、多良岳山頂部約123ヘクタールの天然林や希少動植物を保護するため、樅原湿原（昭和51年指定）に次いで県自然環境保全地域に指定しました。

また、樺原湿原に対しては、湿原の干陸化等を防止し自然再生を推進するため科学的調査を行うとともに、専門家、地域住民及び民間団体等からなる検討会において自然再生方法等について検討を行いました。

この他、県内の生物多様性の確保に向けて、希少野生生物や生態系を脅かす移入種の調査を行い、希少種の保護及び移入種対策について専門家会議による検討を行いました。

自然公園施設の整備については、本県の良好な景観の保全に努めながら、安全で快適な利用施設の整備を促進するため、肥前町満越の集団施設地区に自然とふれあい体験・滞在総合拠点として「満越ふれあい自然塾」の整備に着手するとともに、自然公園の利用拠点の一つである加部島野営場及び北山国民休養地において、障害者及び高齢者に対する障壁の除去(バリアフリー)に配慮した避難棟や森林の整備等を行い、自然とのふれあい空間の整備と多様な利用者ニーズに対応した施設の整備に努めました。

また、「自然公園施設整備費補助事業」を実施し、鳥栖市及び神埼町が実施する県立自然公園等の整備に対し助成を行い、自然とふれあう場の整備を推進しました。

〈3〉 労 働 費

この経費は、労働者の福祉増進事業、職業能力開発事業、雇用促進事業等を行うとともに、地方労働委員会の運営のために要した経費で、決算額は28億9,280万円（構成比0.6%）であり、前年度に比べ41億437万円減少（伸び率△58.7%）しています。

減少した主な理由は、緊急雇用創出基金積立金等の減少です。

労働費の項目別の内訳は、第14表のとおりです。

第 14 表

労 働 費 の 内 訳

(単位：千円・%)

項 目	決 算 額		比 較	
	14年度 A	13年度 B	A - B	A / B
労 政 費	2,142,555	6,083,087	△3,940,532	35.2
職 業 訓 練 費	644,827	788,450	△143,623	81.8
労 働 委 員 会 費	105,414	125,632	△20,218	83.9
計	2,892,796	6,997,169	△4,104,373	41.3

〔中小企業労働対策〕

平成14年度の経済、雇用環境は、景気の低迷、失業者の増加など引き続き厳しい状況で推移しました。

一方では、少子・高齢化の到来、女性の社会進出、産業や雇用における構造変化の中で、子育てや、地域社会とも関わりあえる、ゆとりと豊かさが実感できる生活や、健康で快適に働くことのできる職場環境が求められています。

また、中・長期的には出生率の低下などによる労働力不足が見込まれ、労働力の確保と定着が課題となっています。

このような中で、中小企業労働対策としては、広範な労働相談に緊急に対応するための巡回労働相談をはじめ労働情勢等の調査、労働時間短縮促進事

業や仕事と家庭のハーモニー事業の実施、雇用・労働フォーラムや勤労者美術展の開催などにより、県内中小企業における労使関係の安定と労働者の福祉増進に努めました。

また、低利の勤労者福祉金融対策資金の貸付けにより、勤労者の生活の安定等に寄与しました。

さらに、県内中小企業における福利厚生事業を共同で実施する中小企業勤労者福祉サービスセンター事業により、健康増進事業や余暇活動事業などを推進し、中小企業勤労者の福利厚生の充実を図りました。

〔雇用促進対策〕

雇用促進対策としては、職業能力開発の中核施設である産業技術学院においての高度な知識と技能を持った実践的技能者（H14修了者193名）の養成、佐賀マイスターの認定及び技術振興普及活動、厳しい雇用失業情勢に対応した緊急職業訓練の実施、訓練に関する情報提供や相談援助を行うとともに、解雇等により離職した中高年齢者を雇い入れる事業主への奨励金の支給や、障害者等の職場適応訓練（訓練人員延べ388人）等を実施しました。

また、新規学卒者やUターン就職希望者に対し、企業・求人情報の提供、就職面接会の開催及びインターんシップの推進により、若年労働者の県内定着及びUターン就職希望者の就職を促進し、あわせて県内企業の人材確保を図りました。

さらに、成人訓練センターをはじめとする職業能力開発施設における在職技能労働者に対する在職者訓練の実施及び技能検定の普及による技能向上に努めるとともに、民間の認定訓練校の設備整備に対し助成を行ったほか、就業を希望する女性への技術指導や就業に関する相談・あっせんの実施、シルバー人材センター連合会、障害者雇用促進協会、高年齢者雇用開発協会、職業能力開発協会に対して助成等を行うことにより、雇用の安定、促進を図りました。

一方、厳しい雇用情勢の中、緊急雇用創出基金事業を実施し、臨時・応急的な雇用・就業機会を創出しました。

〈4〉 農林水産業費

この経費は、本県の基礎産業である農業、林業及び水産業の振興と食料の供給地域としての体制整備を図るため、生産基盤の整備、構造の改善、設備の近代化などの諸事業の実施に要した経費で、決算額は、621億5,411万円（構成比13.3%）であり、前年度に比べ28億1,981万円減少（伸び率△4.3%）しています。

減少した主な理由は、団体営農業集落排水事業費や県営畠地帶総合整備事業費等の減少です。

農林水産業費の項目別の内訳は、第15表のとおりです。

第15表 農林水産業費の内訳

(単位：千円・%)

項目	決算額		比較	
	14年度 A	13年度 B	A - B	A / B
農業費	14,024,920	12,305,792	1,719,128	114.0
畜産業費	1,492,639	2,062,340	△569,701	72.4
農地費	32,211,249	36,429,117	△4,217,868	88.4
林業費	9,705,513	8,706,063	999,450	111.5
水産業費	4,719,788	5,470,606	△750,818	86.3
計	62,154,109	64,973,918	△2,819,809	95.7

[さが農業・農村ふれあい運動の展開]

「ふれあい運動」は、平成13年度から17年度までの5か年間、

- 深めよう！農業・農村への理解
- 高めよう！県産農産物への愛着
- 強めよう！都市と農村との連携

の3つの推進目標を柱として「県民とともに発展する農業・農村の実現」を目指し、農業関係者をはじめ、消費者団体や食品・流通関係団体、教育関係機関等が一体となって展開しています。

平成14年度は、地域において佐賀農業・農村を積極的に応援する「さが“食と農” サポーター」を約1,000名に拡大するなど、運動の普及に努めるとともに、新たに29市町村において地区実践協議会が発足し、県内各市町村において、地域の特性を活かした多彩な“ふれあい活動”が展開されました。

〔米・麦・大豆振興対策〕

水田農業の担い手の減少や米価の下落など、最近の水田農業を取り巻く情勢に対処し、米・麦・大豆を組み合わせた収益性の高い水田農業経営の確立を図るため、生産者、関係機関・団体が一体となって、平成13年度から17年度までを期間として「さが21水田農業パワーアップ運動」を展開しています。

平成14年度は

- 生産組織の育成や高品質化等を進めるうえで必要となる機械・施設の導入・整備（さが水田農業確立条件整備事業：佐賀市ほか29市町村で実施）
 - 水稻の新品種「夢しづく」の普及拡大のための実証ほの設置や研修会の開催（米・麦・大豆品質向上推進対策事業）
- などに取り組みました。

また、加工業者等のニーズに応じた高品質で低コストな米、麦、大豆の生産・出荷体制を確立するため、三日月町における米麦の貯蔵施設及び大豆の集出荷貯蔵施設並びに久保田町における米麦大豆の貯蔵施設の整備に加え、武雄市ほか2町で水稻の生産の省力化を図るための無人ヘリコプターの導入に、さらには、佐賀市ほか16市町で大豆の生産の省力化及び品質の向上を図るためのコンバインの導入に対し助成しました。

〔野菜振興対策〕

野菜については、国内・外にわたる産地間競争に打ち勝つことができる体質の強い産地の育成と拡大を図るため、それぞれの産地毎に、構造改革のための明確な目標を定めた「産地改革計画」の策定を推進するとともに、新世紀さが園芸農業確立対策事業により、佐賀市ほか44市町村、延べ242地区におけるアスパラガス等の栽培施設（ハウス）の整備やたまねぎの定植機・収穫機など省力機械の導入に対し助成しました。

さらに、鮮度が高く高品質ないちごの出荷を行うため、野菜集団産地育成事業により、神埼町におけるいちご保冷施設の整備に対し助成しました。

このほか、野菜生産農家の経営安定を図るため、価格低落した野菜の出荷者に対し、価格差補給金を交付する野菜価格安定対策事業の資金造成に対し助成しました。

〔果樹振興対策〕

果樹については、地域の特色を生かした高品質果樹産地づくりと意欲ある果樹農家を育成するため、新世紀さが園芸農業確立対策事業により、浜玉町ほか16市町村、延べ71地区における施設園芸栽培施設（ハウス）の導入や簡易な園地改良等の実施に対し助成しました。

また、かんきつ農業の体质強化を図るため、果樹産地システム化推進事業により、鹿島市における光センサー式集出荷施設の整備をはじめ、大和町ほか3市町における優良品種系統への改植・高接の実施に対し助成しました。

さらには、うんしゅうみかんについて、果樹需給調整や価格が大きく下落した場合に補てん金を交付する経営安定対策を実施するため、資金造成に対する助成を行いました。

このほか、国際化に対応した果樹経営の確立と韓国みかん産業との共生を図るため、本県のかんきつ生産指導者等を済州道へ派遣するとともに、優良品種の現地適応性試験を行う果樹新技術普及促進事業を実施しました。

〔花き振興対策〕

花きについては、産地の育成拡大を図るため、新世紀さが園芸農業確立対策事業により、佐賀市ほか2町において、施設園芸栽培施設（ハウス）や、水耕栽培装置等の整備に対し助成しました。

また、花き生産組織の強化を図るため、富士町、鹿島市において、花き担い手組織育成活動に対し助成しました。

さらに、県産花きの消費拡大を図るため、フラワーフェスティバルの開催を支援するとともに、小学生を対象とした花の教室を開催しました。

〔特産作物振興対策〕

茶については、産地強化と銘柄確立を図るため、新世紀さが園芸農業確立

対策事業により、嬉野町ほか6市町村における乗用摘採機の導入や園地改良、防霜施設の設置等に対し助成しました。

また、茶振興対策事業により、嬉野町における荒茶加工施設の整備に対し助成しました。

葉たばこについては、省力化や生産安定を図るため、新世紀さが園芸農業確立対策事業により、肥前町ほか4市町村におけるマルチロータリー、マルチはぎ機等の導入に対し助成しました。

〔畜産振興対策〕

平成13年、我が国で初めてBSEが発生し、畜産経営は、かつてない厳しい経営を余儀なくされたことから、前年度に引き続き畜産経営の維持・安定を図るための支援対策を講ずることとしました。

まず、国の融資制度である「大家畜経営維持資金」で償還猶予措置が講じられ、また、新たに「BSE対応畜産経営安定資金」が創設されたことから、貸付利率が無利子となるよう上乗せ利子助成を行うとともに、肉用牛農家の収入減少を軽減するため、肉用牛や子牛の販売価格が、一定水準を下回った場合に支援を行う「肉用牛肥育経営BSE緊急対策事業」や「肉専用種繁殖経営BSE緊急対策事業」を実施しました。また、安全な食肉供給のため、県食肉センターの冷蔵保管設備の増設に対し助成しました。

「収益性の高い魅力ある畜産経営づくり」の実現を図るため、「新世紀さが畜産確立運動」を展開するとともに、運動の支援対策として、肉用牛の繁殖基盤を強化するための「県産素牛確保対策モデル事業」(6営農集団)、豚の人工授精技術導入を促進するための「県産豚効率生産技術確立事業」(3営農集団)、自給飼料増産のための「県産自給飼料増産対策事業」(9営農集団)、さらに今年度から、乳用後継牛を確保するための「県産乳用牛確保緊急対策事業」を実施しました。

このほか、肉用牛については、「佐賀牛」の生産拡大を図るため、肉用牛繁殖基盤の拡大と肉用牛(繁殖牛・種雄牛)の改良を最重点課題として、繁殖経営の規模拡大のための雌牛導入(182頭)、優良種雄牛作出のための産肉能力(肉質判定)検定等を実施しました。

酪農については、乳用牛の改良により牛群能力の向上を図るため、乳用牛群検定普及定着化事業等を実施し、さらに飲用習慣の定着化を促進するため、

学校給食用牛乳供給事業を実施しました。

畜産環境保全対策としては、畜産経営による環境汚染を防止するため、さが畜産環境クリーンアップ緊急対策事業（25戸）により、家畜ふん尿の処理施設等に対し助成しました。

自給飼料対策としては、奨励品種の普及推進を図るため、飼料作物栽培力レンダー等の作成配布を行うとともに、各種研修会を開催し、肉用牛の放牧技術の普及を図りました。また、飼料作物の生産拡大や品質向上、生産コストの低減を図るため、自給飼料分析事業（自給飼料・土壌分析46点）を実施しました。

家畜衛生対策については、家畜伝染病や慢性疾病の発生予防とまん延防止のため、家畜防疫対策事業、衛生対策推進事業等を実施するとともに、畜産物の安全性確保のため、畜産物生産衛生指導体制整備事業等を通じて、家畜の衛生管理について指導を行いました。

経営安定対策としては、畜産経営技術高度化促進事業による経営診断（50件）等を実施するとともに、畜産物価格の安定を図るため、肉用子牛、肥育牛、肉豚及び鶏卵の基金造成事業に対し助成しました。

〔農產物流通対策〕

産地間競争が激化する中、消費者から信頼される“さが”ブランドの確立を図るとともに、有利販売による生産者の意欲向上に資するため、県・農業団体が一体となって積極的なマーケティング活動の推進に努めました。

まず、県産農産物の消費拡大と販路拡大を図るため、さが特選ブランドを中心とした県産農産物のイメージアップを図る「ひろげよう“さがの味”推進事業」や、米・麦・大豆の販売促進活動等を行う、米・麦・大豆需要拡大推進事業を実施するとともに、農業団体が行う流通販売・消費宣伝活動を支援する県産品市場開拓事業を実施しました。

また、流通情報の収集や産地情報の発信等、県産農産物に係わる情報の充実を図り、流通の実態に即した商品づくりと銘柄確立に資するため、農產物流通体制強化事業を実施しました。

さらに、学校給食への県産農産物の利用を推進し、次代を担う児童・生徒の地域農業に対する理解醸成及び県産農産物の需要拡大を図るため、学校給食の食材費の一部を補助する学校給食「ふるさとの食の日」支援事業を実施

しました。

〔農業金融〕

農業経営の近代化や資本装備の高度化に積極的に取り組む農業者等に対し、機械の導入や施設整備等に必要な資金の円滑な融通を図るための農業近代化資金利子補給事業を実施しました。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者に対し、その計画の達成に必要な資金を融通する農業経営基盤強化資金の利子助成事業を実施するとともに、「さが農業・農村新世紀プラン」の重点施策に基づいた農業経営の安定向上に資するため、元気アップ佐賀農業振興資金利子補給事業を実施しました。

〔中山間地域の振興〕

中山間地域等において、耕作放棄地の発生を防止し、水源のかん養、洪水防止など農地の多面的機能を発揮させるため、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業生産条件の不利を補正する「中山間地域等直接支払制度」に取り組みました。

〔農業農村整備〕

急速に変化する農業情勢に対応し、農業の振興と農村の活性化を図っていくためには、農業農村整備の促進が緊急の課題であり、「働きがいのある農業基盤づくり～生産基盤の整備」、「誰もが住みたいむらづくり～農村環境の整備」、「安心・安全な農村づくり～農地等の防災保全・管理」を柱として、各種施策を展開しました。

生産基盤の整備としては、農業用水の安定供給を目的とする筑後川下流及び上場における国営事業を進めるとともに、平坦地域では農地の大区画化や担い手への農地集積を図ることを目的としたは場整備事業や、多様な営農展開による農用地の高度利用の条件整備を行う土地改良総合整備事業を実施し、中山間地域では畠地帯総合整備事業及び中山間地域総合整備事業等によりかんがい施設や農道の整備などを実施しました。

農村環境の整備としては、生活の利便性・快適性の向上を図るとともに、豊かな水と緑などの環境を守りながら、地域住民が自信と誇りをもって住め

る農村を目指し、農産物流通の合理化や生活の利便性を確保するための農道整備事業や、農業用水の水質保全と生活環境の改善を図るための農業集落排水事業を重点的に実施しました。また、集落内の道路や水路の整備など、魅力あるむらづくりのための条件整備となる農村総合整備事業、中山間地域総合整備事業等を実施するとともに、棚田の有する公益的機能を維持保全するために、畦畔や作業道等の保全整備を行う棚田地域等保全整備事業を実施しました。

農地等の防災保全・管理としては、有明海沿岸地域において災害を未然に防止する国営総合農地防災事業や県営地盤沈下対策事業、ぜい弱化している海岸堤防の補強・改修を行う海岸保全施設整備事業、土砂災害や老朽化したため池等から人命・財産を守る地すべり対策事業及びため池等整備事業を実施しました。

また、土地改良施設の有する農業面での機能のみならず、防災や環境保全などの多面的機能を適正に発揮していくための国営造成施設管理体制整備促進事業や土地改良施設維持管理適正化事業、基幹水利施設管理事業を実施しました。

さらには、多様な担い手の育成を支援するため、国の制度の活用とあわせた県独自の土地改良事業負担金総合償還対策により、農家の土地改良負担金を軽減するなど、総合的な対策を行いました。

〔林業振興対策〕

木材の生産や水資源のかん養など、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させるため、新しい森林・林業基本法や県民ニーズを踏まえ、「健全な森林を育てる林業の振興」、「安全で災害に強い県土づくり」、「自然環境の保全と利用」の3つを施策の柱として、さらに「第26回全国育樹祭」の開催に向け、各種取組みを積極的に推進しました。

健全な森林を育てる林業の振興としては、林業生産基盤を整備し、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、森林を守る交付金事業により森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を推進するとともに、造林事業による多様な森林の整備や、林道・作業道などの林業基盤の整備を推進しました。

また、木材の需要拡大を図るため、木のふれあい施設整備事業による大型

の公共建築物等の木造化の推進や、木のぬくもり快適環境づくり推進事業による間伐材等を活用した木製品の導入推進、木材利用普及啓発強化地方推進事業による木材のPR・普及促進、木の香あふれるさが住まいづくり事業による佐賀の気候風土に適した安全・安心な木造住宅「佐賀・木と匠の家」の普及に向け、協議会等を開催しました。

さらに担い手対策として、森林組合合併の推進や林業事業体を対象とした基幹労働者育成技術研修、林業後継者の組織する林研グループの活動支援等を実施するとともに、金融対策として、林業経営の改善・安定化のために林業改善資金等の融資を行いました。

これらの事業に加え、流域林業活性化推進事業等を実施し、木材の安定供給体制整備と県産材の需要拡大を図る「佐賀県林業主産地づくり推進運動（第3段階）」を展開し、森林整備から木材の生産・流通に至る川上から川下までの一体的連携を促進しました。

県土の保全としては、土砂の流出・崩壊防止、水源のかん養、自然環境の保全・形成など、森林が有する多様な公益的機能の高度発揮を図るため、治山事業、保安林整備事業等を実施しました。

自然環境の保全と活用としては、貴重樹木の保護、保全のための名木、古木普及啓発事業やマツクイムシ被害対策として森林病害虫防除事業を実施しました。

また、自然とのふれあいや山村と都市との交流を促進するため、ゆとりと安らぎが感じられる田園の緑空間を創造するみどりの里づくり推進事業や、ボランティア活動を促進する「みどりの新世紀」緑化事業を実施しました。

さらに平成14年10月6日嬉野町において第26回全国育樹祭を開催しました。

〔水産業振興対策〕

水産業の振興対策については、漁業資源の減少、魚価の低迷、就業者の高齢化の進行や後継者の減少等厳しい情勢の中にあって、水産資源の維持・増大と安定的な漁業生産の確保、また、漁業の近代化による漁家経営の安定向上を図り、漁村地域を活性化させることが重要な課題であります。

また、有明海では、近年、ノリ養殖生産の不安定化や貝類資源の減少がみられており、生産の安定化と回復を図ることが重要な課題であります。

このため、水産業においては「つくり育て、管理する漁業の推進」、「漁

業経営の安定と担い手の育成」、「水産物流通・加工体制の整備と消費の拡大」、「多面的な魅力を持った漁村づくり」を重点目標に掲げ、各種事業に取り組みました。

栽培漁業の振興としては、玄海地区において、回遊性魚類の資源の増大を図るため、回遊性資源増大パイロット事業によりマダイ・ヒラメの中間育成・種苗放流を行うとともに、アオリイカ、マダイ、ヒラメの資源水準に見合った合理的な漁業管理の推進を図るため、資源管理型漁業推進総合対策事業により資源管理計画のモニタリング調査、協議等を行いました。

有明海においては、ノリ養殖の安定化と貝類資源の回復を図るため、有明海漁場環境緊急統合調査を実施するとともに、特産貝類種苗生産技術開発試験等を実施しました。

養殖業の振興としては、玄海地域においては、真珠貝の種苗生産技術の開発・導入のための真珠養殖業緊急対策事業やトラフグ養殖安定のためのトラフグ口白症対策事業を実施するとともに、有明海地域においては、高品質で耐病性の強い優秀なノリ品種を開発するため、新品種作出技術開発事業を実施し、また、生産コストの低減、労働負担の軽減、環境問題の解消等を目的とした協業化を推進するため、のり養殖協業化促進事業を実施しました。

内水面漁業の振興については、主要河川にアユ、ヤマメ等の種苗放流事業を行い、資源の維持と増大に努め、内水面漁業の振興を図りました。

沿岸漁場の整備開発については、玄海地区において、回遊性魚類の漁場造成を図るための魚礁設置事業、有用魚介類の産卵場、幼稚仔の育成場となる藻場造成事業やイカ類産卵場造成事業、漁場の機能回復を図るためのグミ除去を実施しました。

また、有明海地域においては、海底耕耘・清掃による漁場機能の回復を図るための漁場環境保全創造事業やアサリ等の増殖場の造成を実施しました。

沿岸漁業の構造改善については、玄海及び有明海における漁業生産の安定と経営の近代化を図るため、鮮度保持施設、漁業用作業保管施設、水産物加工処理施設等の整備を促進する経営漁業構造改善事業を実施しました。

「新うまい佐賀のりつくり運動」については、全国的なノリの生産過剰や消費者動向の変化に伴う低単価、産地間競争の激化等の厳しい状況の中、「漁期対策指針」の策定等、漁場の適正管理を推進するとともに、本県産ノリのブランド確立や消費拡大に取り組みました。